

質屋営業法に係る審査基準の改定について

1 概要

令和元年6月14日、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、質屋営業法（昭和24年法律第108号）の一部改正が行われた。これを受け、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）の規定に基づき、関係する審査基準に加え、見直しを要する審査基準について改定するものである。

2 改正内容等

質屋営業法の一部改正に伴う条ずれ、記載内容について改定等したことから、関係する審査基準は次のとおりである。

- 質屋の許可（第2条）
- 営業所の移転の許可（第4条第1項）
- 管理者の新設又は変更の許可（第4条第1項）
- 許可証の書換え（第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）

3 施行日

令和3年4月1日